

## 入札説明書

令和8年度川崎市立小中学校自然教室看護業務委託

令和8年1月21日公示分

川崎市  
教育委員会事務局学校教育部指導課

令和8年度川崎市立小中学校自然教室看護業務委託の入札等については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとします。

1 履行場所

各実施校～各宿泊施設 他

2 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 業務概要

小学校5年生及び中学校1年生において、川崎市八ヶ岳少年自然の家及びその他施設等で実施する自然教室事業に、看護師が随行し、児童生徒等の健康管理及び病気・ケガ等の応急処置を行うもの。

4 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その他」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

5 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎7階  
(郵送先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)  
教育委員会事務局学校教育部指導課 自然教室担当 恒松  
電話 044-200-0498  
FAX 044-200-2853  
メール 88sidou@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和8年1月21日（水）から令和8年1月27日（火）までとします。

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

※郵送の場合、発送後に必ず担当者宛て電話連絡をしてください。

6 入札説明書の交付

5により競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は5(1)の場所において令和8年1月21日（水）から令和8年1月27日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）まで縦覧に供します。

## 7 競争入札参加資格確認通知書の交付

5により競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和8年1月29日（木）までに電子メール又はFAXで送付します。

## 8 仕様及び入札に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

### （1）問合せ先

5（1）と同じ。

※問合せは電子メール又はFAX等の書面のみとし、確認のため送付後には必ず担当者宛てに電話連絡をしてください。

### （2）受付期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月2日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

### （3）回答予定日

令和8年2月6日（金）午後5時までに、電子メールまたはFAXにて回答します。

### （5）その他

ア 受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

## 9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

### （1）この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

### （2）競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

## 10 入札手続等

### （1）入札額の算定について

ア この入札に対する契約は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

イ 入札金額は、提示した予定数量に基づき、別紙「算出内訳書」を用いて総額を算定してください。なお入札書には算定した総額の税抜き額を記載してください。入札書に記載した金額の最低の価格を持って落札者とします。

ウ 算出内訳書の単価は、看護業務が2泊3日分1名あたり（ただし、横浜あゆみ荘を利用する田島支援学校桜校小学部及び中央支援学校小学部は1泊2日）の計算となっていますが、実施時、教育委員会の事情等によりやむを得ず業務日数を2泊3日から変更した場合は、単価の内訳にある日額を業務日数に乗じて計算します。支払いについては、実施月の翌月実績払いになります。

なお、事前打合せ業務については、小学校は原則加配看護師及び田島支援学校桜校、中央支援学校のみ、中学校は全ての看護師について要するものとし、算出内訳書のとおり1時間単位として実施月の翌月実績払いといたします。

エ 委託代金の支払いは、契約単価に基づきます。なお日程表記載の宿泊人数については現在見込み数で算定しておりますので、変更が生じる可能性があります。

オ 委託料には、仕様書の「6 委託料の内容」に記載した経費を含むこととします。

(2) 入札（見積）書には、「算出内訳書」を添付してください。算出内訳書には押印は不要です。

(3) 入札・開札の日時及び場所

入札書の提出日時 令和8年2月13日（金）午前10時00分

入札書の提出場所 川崎市役所南庁舎 7階 会議室

川崎市川崎区東田町5番地4

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 11 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

イ ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。なお契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 契約予定日

令和8年4月1日

## 12 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告及び入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

(4) この入札説明書は、この入札の目的以外に使用しないでください。

# 入札に関する関係書類等

1 入札説明書

2 契約書様式見本

3 仕様書

4 入札書様式見本

□  
收

## 単価契約書

契約番号

令和8年度

1 件名 令和8年度川崎市立小中学校自然教室看護業務委託

2 履行場所 各実施校～各宿泊施設 他

3 契約単価 別紙のとおり

契約単価は、消費税及び地方消費税額を含まないものとし、代金支払いのときに加算するものとする。

4 推定総金額 ¥.

5 契約期間 着手期限 令和8年 4月 1日  
完成期限 令和9年 3月 31日

6 契約保証金 免除

上記の委託について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 川崎市

川崎市長

福田 紀彦

印

受注者(受託者)

住所

商号又は名称

代表者名

印

## 単価契約一覧表

契約番号

行No.	物 品 コ ー ド	品名・業務名等	単位	単価
		規格・形状・寸法等		
1		看護業務（川崎市八ヶ岳少年自然の家）	名	
2		看護業務（神奈川県立愛川ふれあいの村）		
3		看護業務（三浦Y M C A グローバル・エコ・ヴィレッジ）	名	
4		看護業務（南房総市大房岬少年自然の家）		
5		看護業務（本栖湖スポーツセンター）	名	
6		看護業務（横浜市少年自然の家赤城林間学園）		
7		看護業務（千葉県立君津亀山少年自然の家）	名	
8		看護業務（国立赤城青少年交流の家）		
9		看護業務（富士緑の休暇村）	名	
10		看護業務（八子ヶ峰ホテル）		
11		看護業務（亀屋ホテル）	名	
12		看護業務（ホテルサンバード）		
13		看護業務（湯沢東映ホテル）	名	
14		看護業務（白樺高原ホテル）		
15		看護業務（国立信州高遠青少年自然の家）	名	

契約担当者

## 単価契約一覧表

### 契約番号

契約担当者

# 川崎市自然教室委託契約約款

## (総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）及び指示書等（必要に応じて別途発行する業務内容指示書及び発注書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款、設計図書及び指示書等を内容とする業務をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の契約単価（以下「契約単価」という。）をもって、契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。ただし、指示書等に別途期間の指定がある場合はその期間（以下「指定期間」という。）内に業務を完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

6 この約款、設計図書及び指示書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## （日程表の提出）

第2条 受注者は、業務日程表の提出について発注者から指示を受けた場合は、設計図書又は指示書等に基づき業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務日程表の修正を請求することができる。

## （権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## （著作権の譲渡等）

第4条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかくわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条の規定にかかるわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができます。

## （再委託の禁止等）

第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

## （秘密の保持）

第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報の適正な維持管理)

第6条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(調査等担当職員)

第7条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等)

第8条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人（ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求されるときは、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。）をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。

2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者はただちに業務内容の変更等について受注者へ連絡し、書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは指定期間又は契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

3 前項の受注者へ損害を及ぼした場合の損害金は次のとおりとする。なお、損害金の算定にあたっては業務内容の変更等の連絡があった日から起算する。また、算定にあたり、イからオまでの二以上に該当する場合は、それぞれの金額を合算した金額とする。

ア 15日前までの変更等の場合	損害金は発生しない。
イ 14日前から8日前までの変更等の場合	当該日額単価の20%に変更等を実施した数量を乗じた金額
ウ 7日前から2日前までの変更等の場合	当該日額単価の30%に変更等を実施した数量を乗じた金額
エ 前日の変更等の場合	当該日額単価の50%に変更等を実施した数量を乗じた金額
オ 当日の変更等の場合	当該日額単価の100%に変更等を実施した数量を乗じた金額

(受注者の請求による履行期間又は指定期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間又は指定期間に内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間又は指定期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者がこの契約の範囲において負担することが適當でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第12条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第13条 第9条の場合を除く事由により、業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、実施した月の業務を完了したときは、直ちに業務完了届をその都度発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査をうけなければならぬ。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

(委託代金の支払)

第15条 発注者は、前条に規定する実施した月の検査合格後において、受注者からの実施した月の適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、委託代金をその都度支払うものとする。

(部分使用)

第16条 発注者は、第14条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者が協議して定める。

(前払金の請求及び支払の時期)

第17条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と履行期間を保証期間として同条第5項に規定する前払金保証に関する契約を締結した上、その保証証書を発注者に寄託して委託代金の10分の3以内で発注者が定める額の前金払を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 前払金の支払いの時期は、第1項の請求があった日から15日以内とする。

(前払金の使用等)

第18条 受注者は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(契約不適合責任)

第19条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第19条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第14条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不

適合責任期間」という。) 内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から 1 年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 20 条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。

3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第 15 条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 正当な理由がないにもかかわらず第 19 条第 1 項の履行の追完がなされないと。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

き。

(5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 21 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 3 条第 1 項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。

(2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。

(8) 第 21 条の 5 又は第 21 条の 6 の規定によらないで契約解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人

等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

（発注者の任意解除権）

第 21 条の 3 第 21 条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 21 条の 4 第 21 条又は第 21 条の 2 に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 21 条の 5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 21 条の 6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

（1）第 9 条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が 3 分の 2 以上減少したとき。

（2）第 9 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 21 条の 7 第 21 条の 5 又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 22 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

4 第 2 項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 第 21 条又は第 21 条の 2 の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

6 第 21 条の 3 、第 21 条の 5 又は第 21 条の 6 の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合の損害賠償金）

第 22 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。

（1）第 21 条又は第 21 条の 2 の規定により契約が解除された場合

（2）受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

（1）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

（2）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

（3）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生債務者等

3 第 1 項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

（解除に伴う措置）

第 23 条 契約が解除された場合において、第 17 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 21 条

又は第 21 条の 2 の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第 21 条の 3、第 21 条の 5 又は第 21 条の 6 の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

4 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第 21 条又は第 21 条の 2 によるときは受注者が負担し、第 21 条の 3、第 21 条の 5 又は第 21 条の 6 によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

5 第 3 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

6 第 2 項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 21 条又は第 21 条の 2 によるときは発注者が定め、第 21 条の 3、第 21 条の 5 又は第 21 条の 6 の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 2 項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

#### (不正行為に対する賠償金等)

第 24 条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為又は同項第 6 号の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の 10 分の 2 に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第 1 項に規定する場合又は受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

#### (保険)

第 25 条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示しなければならない。

#### (発注者への報告等)

第 25 条の 2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第26条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）によるほか発注者と受注者が協議して定めるものとする。

## 個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

### (趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

### (基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

### (情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

### (個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならぬ。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならぬ。

### (秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問されることについて協力を求めることができる。

### (再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要

な部分を除く。) であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。
- 3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

- 2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。
- 3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

- 2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第17条 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから選定しなければならない。

(1) 個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。

(2) 日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

(3) クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。

(4) 各種の認定・認証制度（ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001・27017等）の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能のこと。

2 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第18条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、

紛失、盜難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

- 2 この場合、受注者は、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

(業務の報告又は検査等)

第19条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第20条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第21条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めるることはできない。
- 3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第22条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第23条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第24条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 令和8年度川崎市立小中学校自然教室看護業務委託仕様書

### 1 目的

本業務委託は、自然教室事業に看護師が随行し、児童生徒等の健康管理及び病気・ケガ等の応急処置を行うものである。

### 2 看護師の随行期間

学校出発から学校到着まで。

ただし、八ヶ岳少年自然の家（小学校）は、バスの乗車について各セットの学校と調整すること。

### 3 看護師の随行人数

- (1) 八ヶ岳少年自然の家を利用する小学校は各セットに1名随行するものとする。
- (2) 八ヶ岳少年自然の家を利用する中学校及び八ヶ岳少年自然の家以外を利用する小中学校については、各校に1名随行するものとする。ただし、8学級以上の学校及び発注者が別途指定する学校については2名以上随行するものとする。
- (3) 田島支援学校桜校はA課程・B課程で各1名随行するものとする。
- (4) 中央支援学校は1名随行するものとする。
- (5) 特別な配慮を有する場合は加配により随行するものとする。

### 4 使用宿泊施設

別紙のとおり。

### 5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

詳細は別紙のとおり。

### 6 委託料の内容

- (1) 看護業務に関する報酬
- (2) 事前打ち合わせ経費（電話代、実際に学校と打ち合わせを実施した時間費用）
- (3) 学校までの交通費（打ち合わせ含む。）
- (4) 施設までの往復の交通費。ただし「2 看護師の随行期間」が学校出発から学校到着までの学校等については、学校と施設間の交通費は無料
- (5) 看護師の食費
- (6) 看護師の宿泊に関する費用（川崎市八ヶ岳少年自然の家の宿泊費は無料）
- (7) その他自然教室に関する一切の費用（各学校の自然教室の実施内容については異なる場合があり、その際に発生する経費も含むものとする。）

### 7 委託内容に係る留意事項

- (1) 看護師は臨床経験があり、登山等の随行に耐えられる程度健康であること。
- (2) 別途契約する運営委託業者、学校及び教育委員会、利用施設の管理者との連携を密にし、

運営に支障をきたすことのないよう、十分な連絡・調整を実施すること。

- (3) 学校が必要とする場合及び特別な配慮を有する場合には、学校と事前打ち合わせを実施することとし、その時間は1校当たり原則1時間以内とする。また、事前打合せ業務については、小学校は原則加配看護師及び田島支援学校桜校、中央支援学校のみ、中学校は全ての看護師について要するものとする。
- (4) 心臓病等障害の重い児童生徒がいる場合は、教育委員会の指示により、当該学校出発から事業実施後当該学校へ到着するまでの間、症状に対応可能な看護師を加配及び随行させること。
- (5) 医師から指示があった際は、医療的ケアを行うこと。
- (6) 受注者は、原則実施2週間前までに、随行する看護師の氏名等を学校に連絡すること。  
緊急の理由により当該看護師が随行できなくなった場合は、直ちに教育委員会及び各学校に連絡し、代行の看護師を必ず随行させること。
- (7) 実施期間中は、各学校及び施設が指定した場所において（冬季利用時はスキー場を含む）児童生徒の健康状態等の把握に努め、必要に応じて処置を行う。  
病院での診療が必要と判断した場合は、自然教室随行の学校責任者及び施設管理者に報告するとともに、病院までの看護に当たる。  
また、実施期間中の緊急の疾病・事故等に対しては直ちに対応する。
- (8) 児童生徒のプライバシーには十分配慮するとともに、関係法令を遵守し、業務を完全に履行しなければならない。
- (9) 携帯電話やカメラ等で児童生徒の写真を撮影してはならない。また、写真等の撮影に疑義が生じた時は、学校関係者の指示に従い、撮影した画像のみならず、携帯電話やカメラ、記録媒体等に保存された画像すべてを速やかに提示すること。
- (10) 業務により知り得た情報は、一切他に漏らしてはならない。
- (11) 受注者は、発注者及び学校が開催する打ち合わせ等に出席を求められた場合、参加するものとする。
- (12) 受注者は履行期間をとおして、委託業務にかかる不測の事態の発生に備えて万全の措置を講ずるものとする。
- (13) 看護師の食費及び宿泊に関わる費用は、各使用宿泊施設の規約等に従い、支払うこと。
- (14) その他の事項については、別途協議の上決定する。

## 使用宿泊施設

### (1) 川崎市八ヶ岳少年自然の家

ア 所在地 〒399-0101 長野県諏訪郡富士見町境字広原12067-482  
イ 電話 0266-66-2011／FAX 0266-66-2014

### (2) 神奈川県立愛川ふれあいの村

ア 所在地 〒243-0307 神奈川県愛甲郡愛川町半原3390  
イ 電話 046-281-1611／FAX 046-281-3601

### (3) 三浦YMC Aグローバル・エコ・ヴィレッジ

ア 所在地 〒238-0114 神奈川県三浦市初声町和田3136  
イ 電話 046-888-2100／FAX 046-888-2152

### (4) 南房総市大房岬自然の家

ア 所在地 〒299-2404 千葉県南房総市富浦町多田良1212-23  
イ 電話 0470-33-4561／FAX 0470-33-4564

### (5) 本栖湖スポーツセンター

ア 所在地 〒401-0337 山梨県南都留郡富士河口湖町本栖210  
イ 電話 0555-87-2887／FAX 0555-87-2888

### (6) 横浜市少年自然の家赤城林間学園

ア 所在地 〒379-1203 群馬県利根郡昭和村糸井7135番地  
イ 電話 0278-24-7011／FAX 0278-24-7966

### (7) 千葉県立君津亀山青少年自然の家

ア 所在地 〒292-0526 千葉県君津市篠字片倉1661-1  
イ 電話 0439-39-2628／FAX 0439-39-2609

### (8) 国立赤城青少年交流の家

ア 所在地 〒371-0101 群馬県前橋市富士見町赤城山27  
イ 電話 027-289-7224／FAX 027-289-7224

### (9) 富士緑の休暇村

ア 所在地 〒401-0320 山梨県南都留郡鳴沢村字ジラゴンノ8532-5  
イ 電話 0555-85-2236／FAX 0555-85-2296

### (10) 八子ヶ峰ホテル

ア 所在地 〒391-0301 長野県茅野市北山白樺湖3424  
イ 電話 0266-68-2341／FAX 0266-68-2348

### (11) 亀屋ホテル

ア 所在地 〒391-0301 長野県茅野市北山3419-1  
イ 電話 0266-68-2001／FAX 0266-68-2004

(12) ホテルサンバード

ア 所在地 〒379-1721 群馬県利根郡みなかみ町藤原4957  
イ 電話 0278-75-2321/FAX 0278-75-2105

(13) 湯沢東映ホテル

ア 所在地 〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢3459  
イ 電話 025-784-2150/FAX 025-784-4062

(14) 白樺高原ホテル

ア 所在地 〒384-2309 長野県北佐久郡立科町芦田八ヶ野750  
イ 電話 0267-55-6204/FAX 0267-55-6524

(15) 国立信州高遠青少年自然の家

ア 所在地 〒391-0301 長野県伊那市高遠町藤沢6877-11  
イ 電話 0265-96-2525/FAX 0265-96-2151

(16) 車山ハイランドホテル

ア 所在地 〒396-0301 長野県茅野市北山3413-27  
イ 電話 0266-68-2116/FAX 0266-68-2370

(17) 池の平ホテル

ア 所在地 〒391-0321 長野県北佐久郡立科町芦田八ヶ野1596  
イ 電話 0266-68-2100/FAX 0267-55-6369

(18) 横浜あゆみ荘

ア 所在地 〒224-0062 神奈川県横浜市都筑区葛が谷2-3  
イ 電話 045-941-8383/FAX 045-941-3045

## 川崎市ハケ岳少年自然の家 日程

別紙

セットNo.	開始日	終了日	学校名	学級数	児童生徒数	教職員数	指導補助員数	人数計	看護師随行人数
1	5/19(火)	5/21(木)	今井小	3	91	7	5	103	1
2	5/21(木)	5/23(土)	西丸子小	3	81	7	5	93	1
			富士見台小	6	187	11	9	207	
3	5/24(日)	5/26(火)	住吉小	3	89	7	5	101	1
			東生田小	4	123	8	6	137	
4	5/26(火)	5/28(木)	麻生小	4	118	8	6	132	
			新町小	2	55	5	3	63	1
			下布田小	2	51	5	3	59	
5	5/28(木)	5/30(土)	久末	3	111	7	5	123	1
			下小田中小	5	179	10	8	197	
6	5/31(日)	6/2(火)	大谷戸小	5	148	10	8	166	1
			萱学校(小)	3	89	7	5	101	
7	6/2(火)	6/4(木)	南菅小	2	42	5	3	50	
			中原小	4	130	8	6	144	1
			さくら小	2	52	5	3	60	
8	6/4(木)	6/6(土)	上丸子小	4	144	8	6	158	1
			新作小	3	102	7	5	114	
9	6/9(火)	6/11(木)	上作延小	3	102	7	5	114	1
			宮内小	4	140	8	6	154	
10	6/11(木)	6/13(土)	菅生小	4	114	8	6	128	1
			古川小	6	193	11	9	213	
11	6/14(日)	6/16(火)	東高津小	5	169	10	8	187	1
			東小田小	2	49	5	3	57	
12	6/16(火)	6/18(木)	南原小	2	39	5	3	47	1
			宮崎小	6	214	11	9	234	
13	6/18(木)	6/20(土)	小杉小	5	173	10	8	191	1
			東住吉小	3	96	7	5	108	
			宮崎台小	4	146	8	6	160	
14	6/28(日)	6/30(火)	木月小	2	65	5	3	73	1
			王禅寺中央小	3	94	7	5	106	
			岡上小	2	50	5	3	58	
15	7/2(木)	7/4(土)	鷺沼小	6	197	11	9	217	1
			虹ヶ丘小	1	31	4	2	37	
16	7/5(日)	7/7(火)	苅宿小	3	92	7	5	104	1
			犬藏小	5	164	10	8	182	
17	7/7(火)	7/9(木)	平小	3	85	7	5	97	1
			長沢小	4	111	8	6	125	
18	9/3(木)	9/5(土)	長尾小	2	56	5	3	64	1
			橋小	5	159	10	8	177	
19	9/6(日)	9/8(火)	井田小	5	167	10	8	185	1
			幸町小	3	100	7	5	112	
20	9/8(火)	9/10(木)	東菅小	3	108	7	5	120	1
			日吉小	5	174	10	8	192	
21	9/10(木)	9/12(土)	西生田小	5	149	10	8	167	1
			殿町小	2	53	5	3	61	
			野川小	5	156	10	8	174	
22	9/13(日)	9/15(火)	西野川小	2	62	5	3	70	1
			南野川小	2	54	5	3	62	
23	9/15(火)	9/17(木)	はるひ野小	4	127	8	6	141	1
			柿生小	4	123	8	6	137	
24	9/17(木)	9/19(土)	大島小	2	56	5	3	64	1
			宮前平小	4	128	8	6	142	
25	9/27(日)	9/29(火)	平間小	3	98	7	5	110	1

## 川崎市ハケ岳少年自然の家 日程

別紙

セットNo.	開始日	終了日	学校名	学級数	児童生徒数	教職員数	指導補助員数	人数計	看護師随行人数
26	9/29(火)	10/1(木)	藤崎小	3	103	7	5	115	1
			白幡台小	2	36	5	3	44	
27	10/1(木)	10/3(土)	真福寺小	1	32	4	2	38	1
			旭町小	3	106	7	5	118	
28	10/4(日)	10/6(火)	下河原小	1	27	4	2	33	1
			東大島小	2	44	5	3	52	
29	10/18(日)	10/20(火)	坂戸小	4	116	8	6	130	1
			中野島小	4	139	8	6	153	
30	10/20(火)	10/22(木)	栗木台小	4	111	8	6	125	1
			宿河原小	4	128	8	6	142	
1	1/12(火)	1/14(木)	住吉中	5	154	10	8	172	1
2	1/18(月)	1/20(水)	王禅寺中央中	3	97	7	5	109	1
3	1/20(水)	1/22(金)	桙形中	4	121	8	6	135	1
4	1/25(月)	1/27(水)	日吉中	4	133	8	6	147	1
5	1/27(水)	1/29(金)	中野島中	8	257	14	12	283	1
6	2/1(月)	2/3(水)	川崎中	3	97	7	5	109	1
7	2/3(水)	2/5(金)	野川中	6	207	11	9	227	1
8	2/8(月)	2/10(水)	犬藏中	5	149	10	8	167	1
9	2/15(月)	2/17(水)	川中島中	7	241	13	11	265	1
10	2/17(水)	2/19(金)	はるひ野中	3	90	7	5	102	1
11	2/24(水)	2/26(金)	東橋中	8	280	14	12	306	1
計					8,554	572	424	9,550	41

※児童生徒数等は想定のため変動する可能性があります。

※医療的ケアが必要な児童生徒等の特別な配慮が必要な場合は別途加配により随行するものとします。

## 他施設 日程

別紙

使用宿泊施設	開始日	終了日	学校名	学級数	児童生徒数	教職員数	指導補助員数	人数計	看護師随行人数
神奈川県立愛川ふれあいの村	5/18(月)	5/20(水)	南百合丘小	5	145	10	8	163	1
	6/1(月)	6/3(水)	菅小	4	126	8	6	140	1
	6/1(月)	6/3(水)	金程小	2	62	5	3	70	1
	9/14(月)	9/16(水)	田島小	2	67	5	3	75	1
	10/26(月)	10/28(水)	有馬小	2	70	5	3	78	1
	11/2(月)	11/4(水)	百合丘小	4	136	8	6	150	1
	11/23(月)	11/25(水)	稻田小	4	136	8	6	150	1
三浦YMCAグローバル・エコ・ヴィレッジ	5/11(月)	5/13(水)	御幸小	4	144	8	6	158	1
	5/15(金)	5/17(日)	小倉小	4	144	8	6	158	1
	5/18(月)	5/20(水)	西有馬小	5	157	10	8	175	1
	5/24(日)	5/26(火)	戸手小	3	83	7	5	95	1
	6/7(日)	6/9(火)	千代ヶ丘小	3	88	7	5	100	1
	9/1(火)	9/3(木)	宮前小	4	139	8	6	153	1
	9/13(日)	9/15(火)	東小倉小	4	134	8	6	148	1
	10/1(木)	10/3(土)	梶ヶ谷小	4	116	8	6	130	1
	10/4(日)	10/6(火)	玉川小	3	92	7	5	104	1
	10/19(月)	10/21(水)	南河原小	3	85	7	5	97	1
	10/20(火)	10/22(木)	東柿生小	2	63	5	3	71	1
	10/27(火)	10/29(木)	登戸小	5	150	10	8	168	1
	4/15(水)	4/17(金)	川崎高附属中	3	120	7	5	132	1
南房総市大房岬自然の家	5/22(金)	5/24(日)	浅田小	2	61	5	3	69	1
	5/26(火)	5/28(木)	久地小	4	125	8	6	139	1
	5/29(金)	5/31(日)	四谷小	2	69	5	3	77	1
	6/9(火)	6/11(木)	東門前小	4	136	8	6	150	1
	6/11(木)	6/13(土)	新小倉小	2	72	5	3	80	1
	6/21(日)	6/23(火)	川崎小	3	82	7	5	94	1
	6/28(日)	6/30(火)	生田小	3	76	7	5	88	1
	9/14(月)	9/16(水)	西御幸小	2	53	5	3	61	1
	9/16(水)	9/18(金)	京町小	2	60	5	3	68	1
	11/26(木)	11/28(土)	渡田小	4	133	8	6	147	1
本栖湖スポーツセンター	5/25(月)	5/27(水)	向小	2	69	5	3	77	1
	6/15(月)	6/17(水)	下作延小	3	99	7	5	111	1
	6/23(火)	6/25(木)	古市場小	2	59	5	3	67	1
	6/30(火)	7/2(木)	西菅小	2	36	5	3	44	1
	9/30(水)	10/2(金)	西梶ヶ谷小	3	87	7	5	99	1
	10/5(月)	10/7(水)	三田小	2	71	5	3	79	1
横浜市少年自然の家赤城林間学園	6/2(火)	6/4(木)	南生田小	5	151	10	8	169	1
	9/15(火)	9/17(木)	下沼部小	4	128	8	6	142	1
	9/29(火)	10/1(木)	新城小	3	104	7	5	116	1
千葉県立君津亀山少年自然の家	5/19(火)	5/21(木)	大戸小	4	126	8	6	140	1
	6/1(月)	6/3(水)	下平間小	3	84	7	5	96	1
	6/9(火)	6/11(木)	南加瀬小	3	81	7	5	93	1
	6/9(火)	6/11(木)	夢見ヶ崎小	2	63	5	3	71	1
	6/16(火)	6/18(木)	大師小	4	113	8	6	127	1
国立赤城青少年交流の家	5/25(月)	5/27(水)	片平小	3	104	7	5	116	1
	9/7(月)	9/9(水)	高津小	6	188	11	9	208	1

## 他施設 日程

別紙

使用宿泊施設	開始日	終了日	学校名	学級数	児童生徒数	教職員数	指導補助員数	人数計	看護師随行人数
富士縁の休暇村	6/8(月)	6/10(水)	土橋小	5	163	10	8	181	1
	6/8(月)	6/10(水)	川中島小	4	138	8	6	152	1
	6/14(日)	6/16(火)	西中原中	11	405	19	17	441	3
	9/6(日)	9/8(火)	稗原小	3	102	7	5	114	1
	9/24(木)	9/26(土)	末長小	5	164	10	8	182	1
	9/24(木)	9/26(土)	久本小	4	133	8	6	147	1
	9/30(水)	10/2(金)	向丘小	3	110	7	5	122	1
	10/19(月)	10/21(水)	子母口小	6	193	11	9	213	1
	1/27(水)	1/29(金)	菅生中	6	193	11	9	213	1
	2/15(月)	2/17(水)	金程中	4	133	8	6	147	1
	2/15(月)	2/17(水)	麻生中	5	141	10	8	159	1
	2/17(水)	2/19(金)	宮崎中	10	350	17	15	382	3
	2/24(水)	2/26(金)	宮前平中	13	436	22	20	478	3
	1/8(金)	1/10(日)	白鳥中	6	207	11	9	227	1
	1/12(火)	1/14(木)	西高津中	9	295	16	14	325	2
ハ子ヶ峰ホテル	1/24(日)	1/26(火)	高津中	6	184	11	9	204	1
	1/29(金)	1/31(日)	中原中	4	120	8	6	134	1
	2/10(水)	2/12(金)	南生田中	5	143	10	8	161	1
	2/15(月)	2/17(水)	稻田中	8	264	14	12	290	2
	2/17(水)	2/19(金)	橘中	10	319	17	15	351	3
	2/19(金)	2/21(日)	塚越中	8	277	14	12	303	2
	2/22(月)	2/24(水)	宮内中	7	225	13	11	249	1
	2/22(月)	2/24(水)	聾学校(中)	7	225	13	11	249	1
	2/24(水)	2/26(金)	有馬中	9	286	16	14	316	2
	2/26(金)	2/28(日)	南加瀬中	7	237	13	11	261	1
	2/8(月)	2/10(水)	井田中	7	219	13	11	243	1
	2/10(水)	2/12(金)	向丘中	7	216	13	11	240	1
亀屋ホテル	2/14(日)	2/16(火)	柿生中	5	144	10	8	162	1
	2/16(火)	2/18(木)	臨港中	5	163	10	8	181	1
	2/18(木)	2/20(土)	南菅中	3	81	7	5	93	1
	2/20(土)	2/22(月)	南大師中	3	102	7	5	114	1
	2/22(月)	2/24(水)	桜本中	2	43	5	3	51	1
	2/22(月)	2/24(水)	平中	3	75	7	5	87	1
	2/24(水)	2/26(金)	南河原中	4	118	8	6	132	1
	3/1(月)	3/3(水)	京町中	3	88	7	5	100	1
	3/3(水)	3/5(金)	長沢中	6	178	11	9	198	1
	2/2(火)	2/4(木)	平間中	5	143	10	8	161	1
湯沢東映ホテル	2/10(水)	2/12(金)	今井中	4	108	8	6	122	1
	3/1(月)	3/3(水)	大師中	5	171	10	8	189	1
	3/3(水)	3/5(金)	渡田中	3	102	7	5	114	1
白樺高原ホテル	2/4(木)	2/6(土)	東高津中	6	181	11	9	201	1
	2/21(日)	2/23(火)	西生田中	6	197	11	9	217	1
	3/1(月)	3/3(水)	富士見中	7	231	13	11	255	1
国立信州高遠青少年自然の家	1/19(火)	1/21(木)	玉川中	5	147	10	8	165	1
	1/26(火)	1/28(木)	田島中	4	124	8	6	138	1
	2/3(水)	2/5(金)	御幸中	7	238	13	11	262	1
車山ハイランドホテル	1/28(木)	1/30(土)	生田中	6	196	11	9	216	1
池の平ホテル	1/24(日)	1/26(火)	菅中	3	99	7	5	111	1
計					13,269	832	646	14,747	106

※児童生徒数等は想定のため変動する可能性があります。

※医療的ケアが必要な児童生徒等の特別な配慮が必要な場合は別途加配により随行するものとします。

## 特別支援学校 日程

別紙

使用宿泊施設	開始日	終了日	学校名	看護師随行人数
横浜あゆみ 荘	10/19(月)	10/20(火)	中央支援(小)	1
	11/10(火)	11/12(木)	中央支援(中)	1
	9/30(水)	10/2(金)	田島支援(小)	2
	12/1(火)	12/3(木)	田島支援(中)	2

契約番号

## 入札（見積）書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

商号又は名称

代表者名

印

代理人名

印

次の金額で請負（供給）したいので川崎市契約規則を堅く守り入札（見積り）します。

		十億			百万			千		円
--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	---

(件名 令和8年度川崎市立小中学校自然教室看護業務委託)

)

(履行場所 各実施校～各宿泊施設 他)

)

- 注 1 本書は、入札（見積り）件名を記載した封筒に封入してください。
- 2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に¥を記入してください。  
訂正したものは無効とします。
- 3 代理人が入札をする場合は、代表者及び代理人の記名押印が必要です。